

大東中学校いじめ防止基本方針

2024. 4月 改定

はじめに

「いじめ」は、それをうけた生徒に深刻な影響を与えるものです。本校教職員はもちろん生徒、保護者も「いじめは絶対に許されない。」「いじめはどの子どもにも起こりうる。」という共通認識のもと、その未然防止と啓発・早期発見・適切対処に全力を注がなくてはなりません。米原市立大東中学校においても、国・県・市の基本方針をもとに、「米原市立大東中学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を以下のとおり策定し、「いじめ」の問題に学校をあげて全力で取り組みます。

1 いじめに対する基本的な考え方

まず、生徒自身の力でいじめ問題の未然防止あるいは解決ができるよう支援していくことが重要と考え、教育活動全体を通じて生徒の人権意識や自己指導能力等の向上を図るとともに、生徒会活動等の自治的な活動の推進を図ります。

さらに、「いじめ防止対策推進法」に規定される「基本理念」に基づき、保護者、地域住民、米原市教育委員会、子ども家庭相談センター、その他の関係者・機関等との連携を図り、学校全体で「いじめ」の未然防止・啓発および早期発見に取り組みます。

もし、生徒が「いじめを受けている」または「いじめを受けたと疑われる」等の情報を得たときは、直ちに「米原市いじめ防止マニュアル」および「大東中学校いじめ等対応マニュアル」を踏まえ取り組みます。その際、常に「生徒目線」に立つことを肝要として、情報把握に努めます。

(1) 啓発・未然防止

下記の点を踏まえ、あらゆる教育活動を通じて、すべての生徒にとって居心地のよい学校、学級づくりを推進します。

- ・教員の資質や能力の向上（教職員自身の人権感覚の高揚を含む）
- ・互いに心の通う対人関係の構築
- ・家庭・地域・その他の関係者等が一体となった継続的な取組の推進
- ・「いじめは絶対に許されない」という強い認識の定着
- ・豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などの育成
- ・急速に進展する情報化、インターネット・コミュニケーションアプリに関する教育の充実
- ・人権の意義や人権問題についての正しい理解と実践的態度の育成
- ・生徒会活動等における自発的・自治的な活動の充実

(2) 早期発見

「いじめはだれにでも起こりうる」という観点にたち、早期発見に努めます。

そのために、日頃から生徒の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候も見逃さない努力を怠りません。決して「いじめの疑い」等を軽視せず積極的に認知し、絶えずいじめを受けた生徒の立場に立って対応します。

また、教職員間や保護者との間の情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、日頃から積極的に声かけをするなど信頼関係を築くとともに、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。このため、校内の生徒指導委員会において定期的に情報交流を行い、早期発見に尽力します。

(3) 対処

「いじめ」を認知した段階で、まずは関係生徒の安全を確保し、校内で情報共有し、組織的に直ちに対処します。この際、「いじめを受けた生徒」の立場を最優先に、必要に応じて専門家や関係機関等との適切な連携に努めます。特に、インターネット・コミュニケーションアプリでの「いじめ」に対しては、保護者、米原市教育委員会、米原警察署、少年センター、関係機関等との連携を密にして対応します。

2 いじめ対策委員会の設置

※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第22条に規定されたいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者及びその他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

その役割等については、以下のとおりとします。

(1) 役割

- ① いじめの防止等の取組の年間計画を作成
- ② いじめの防止等の取組について、全ての教職員間での共通理解
- ③ いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認
- ④ 生徒や保護者、地域に対するいじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組
- ⑤ いじめの疑いや児童生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有
- ⑥ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応
- ⑦ いじめとして対応すべき事案か否かの判断
- ⑧ 重大事態に係る調査、報告及びいじめを受けた生徒等及びその保護者に対する情報提供
- ⑨ 重大事態における警察等の関係機関との連携窓口
- ⑩ PDCAサイクル（「計画（Plan）」⇒「実行（Do）」⇒「確認（Check）」⇒「行動（Action）」）に基づき、毎年度、いじめの防止等の取組の検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じた基本方針の見直し

(2) 構成員

構成員は、学校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭（教育相談担当）、学年生徒指導担当、スクールカウンセラーとします。なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、必要に応じて、市教委のいじめ等対応支援員、指導主事、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官・教員経験者など外部専門家の参加を得ます。

(3) 関係する校内委員会等との連携

必要に応じて、生徒指導委員会、教育相談委員会、人権教育委員会等と役割分担あるいは連携して取り組みます。

3 その他いじめの防止等の対策に関する重要事項

- (1) 学校基本方針を実効あるものにするため、別に大東中学校「いじめ等対応マニュアル」を定めま
- す。
- (2) 策定した「学校基本方針」は、ホームページで周知します。
- (3) 策定した「学校基本方針」は、PDCAサイクルに基づき、毎年度見直します。

4 重大事態について

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、以下にかかげる重大事態が発生した場合は学校の設置者に重大事態の発生を報告し、事実関係を明確にするための調査を実施し、保護者に対し必要な情報を適切に提供します。

- (1) いじめにより、当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

5 いじめ解消の判断

いじめの解消については、国の基本方針にあるように目安は3ヶ月後の確認をもって判断します。ただし、いじめの被害の重大性から更に長期の期間が必要であると判断された場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者またはいじめ対策会議の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

いじめ解消の確認は、被害生徒に対する面接、保護者に対する面談等をもとに行います。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

6 いじめが起こった場合の組織対応の流れ

